

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

平成18年第3回幕別町議会臨時会

(平成18年5月25日 9時59分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
16番 堀川貴庸 17番 乾 邦広 18番 小田良一
- 日程第2 会期の決定 5月25日(1日間)
(諸般の報告)
- 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(平成17年度幕別町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(平成17年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号))
- 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(幕別町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第36号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第37号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)

会 議 録

平成18年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成18年5月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月25日 9時59分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (26名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 21 永井繁樹
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男 26 南山弘美
28 大野和政
- 6 欠席議員 (2名)
15 齊藤順教 27 杉坂達男
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 総務部長 菅 好弘 経済部長 藤内和三
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 川島廣美 札内支所長 本保 武 教育部長 水谷幸雄
総務課長 川瀬俊彦 税務課長 前川満博 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成 町民課長 田村修一 車両センター所長 森 範康
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16番 堀川貴庸 17番 乾 邦広 18番 小田良一

議事の経過

(平成 18 年 5 月 25 日 9:59 開会・開議)

[開会・会議宣告]

○議長（本保証喜） ただいまから、平成 18 年第 3 回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16 番堀川議員、17 番乾議員、18 番小田議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（堂前芳昭） 15 番齊藤議員、27 番杉坂議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[人事異動による職員の紹介]

○議長（本保証喜） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

西尾助役。

○助役（西尾治） 本年 4 月 1 日に職員の人事異動を実施しております。

人事異動後、最初の議会になりますことから、異動しました管理職員につきまして、ご紹介をさせていただきます。

最初に部長職でございます。

経済部長、藤内和三。

忠類総合支所長、川島廣美。

教育部長、水谷幸雄。

消防長、中村忠行につきましては出張中のため、今日、出席をしておりません。

次に、課長職であります。

福祉課長、米川伸宜。

保健課長の久保につきましても、出張中のため、本日、欠席をいたしております。

民生部参事、森広幸。

経済部参事、田井啓一。
施設課長、古川耕一。
忠類総合支所地域振興課長、姉崎二三男。
同じく忠類総合支所保健福祉課長、野坂正美。
忠類総合支所住民課長、湯佐茂雄。
忠類総合支所経済課長、飯田晴義。
監査委員事務局長、坂野松四郎。
東十勝消防事務組合消防次長、池浦宗男。
幕別消防署長、佐藤勇。
以上でございます。
どうぞよろしくお願いをいたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号から、日程第6、議案第36号までの4議件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第1号から、日程第6、議案第36号までの4議件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第1号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成17年度幕別町一般会計補正予算であります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度幕別町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,173万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億9,712万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正、変更であります。

地域イントラネット基盤整備事業ほか17事業の変更をお願いするものでございまして、主には事業費の確定に伴う変更、さらには、今回、大きなものいたしまして、建設事業にかかわる一般財源に充当すべく調整債、今回、1億4,440万円ほどが認められておりますので、これらをそれぞれ一般財源のある事業に充当すべく変更を行っております。

調整債につきましては、交付税50%措置されるものでございますが、今回、全体では1億5,830万円の増となります。そのうちの1億4,440万円が調整債の増額決定によりまして変更でございますので、ほぼ調整債の増額による変更が主となっております。

それでは、最初に歳出からご説明を申し上げますが、23 ページをお開きいただきたいと思います。歳出2款総務費、1項総務管理費、17目基金管理費、20万円の追加でございます。

まちづくり基金に対する寄附を頂きましたことから、その寄附分をもって基金に積み立てるものがございます。

次のページになりますが、6款農林業費、1項農業費、7目農地費、12万6,000円の減額でございます。

農業集落排水特別会計への繰出金の減額をするものがございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、550万4,000円の減額でございます。

中小企業への融資保証料、あるいは、利子補給費の補助金等、事業費額の確定に伴います減額をさせていただきますものがございます。

次のページになりますが、8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、5,630万1,000円の減額補正でございます。

7節の賃金から14節の使用料及び賃借料につきましては、除雪経費の減に伴います減額補正でございます。

続きまして、歳入でございますが、7ページへお戻りいただきたいと思います。

歳入につきましては、税あるいは交付金等最終的に額の確定に伴います補正ということでご理解を頂きたいというふうに思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、653万3,000円の追加でございます。

2目法人、154万1,000円の増額補正でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、632万5,000円の増額補正でございます。

次のページになりますが、3項軽自動車税、1目軽自動車税、18万4,000円の増額補正でございます。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、334万2,000円の減額補正でございます。

5項入湯税、1目入湯税、32万3,000円の増額補正でございます。

2款地方譲与税、1項所得譲与税、1目所得譲与税、354万円の追加でございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、3,325万円の増額補正でございます。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、593万6,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、146万7,000円の減額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、147万7,000円の増額補正でございます。

次のページになりますが、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、452万5,000円の追加でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、2,278万2,000円の増額補正でございます。

次のページになりますが、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、269万5,000円の減額補正でございます。利用者数の減による減額補正でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、460万7,000円の増額補正でございます。

次のページになりますが、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1億8,656万7,000円の増額補正でございます。

特別交付税につきましては、対前年幕別町、忠類村合わせた額でマイナスの4.1%ということになってございますが、管内平均では10%を超える減額というふうになってございます。

次に、12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、55万7,000円の追加でございます。

次のページになりますが、13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金、2,100 万円の追加でございます。電算システムの統合システムの構築事業負担金として、これは下水道会計からの負担が確定しましたことから、下水道会計からの負担分について増額をさせていただくものでございます。

18 款寄附金、1 項寄附金、2 目総務費寄附金、19 万 8,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目減債基金繰入金、3 億円の減額補正でございます。

2 目財政調整基金繰入金、2 億円の減額補正でございますが、最終的に減債基金の繰入金、5,077 万 8,000 円を繰入れいたしますけれども、これは交付税で措置されたルール分の繰入れということになります。実質的には17 年度において財政調整基金の繰入金、8,000 万円ほどの基金から繰り入れたということになりますので、ほぼ全額に近い額を戻すことができたというような状況でございます。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債、1,670 万円の追加でございます。

3 目農林業債、1,630 万円の追加でございます。

4 目土木債、1 億 3,880 万円の追加でございます。

次のページになりますが、8 目消防債、110 万円の減額でございます。

9 目民生債、1,240 万円の減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 4、承認第 2 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第 2 号、専決処分した事件の承認について、地方自治地法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 17 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算であります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

平成 17 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算につきましては、歳入予算の補正の款項の区分等及び当該区分等の額を規定するものでございます。

補正額としてはゼロということになってございますが、歳入の款項の受入れ款がございませんので、これを新たに設置するために補正をさせていただいたものでございます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款の繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、12 万 6,000 円の減額補正でございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、12 万 6,000 円の追加でございますが、旧忠類村の決算剰余金が 12 万 6,000 円ほど出てございますので、これを受け入れるための款項がございませんことから、今回、補正をさせていただき、款項の設置をさせていただいたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成18年3月31日に交付され、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をさせていただいたものであります。

お手元に配布をしております説明資料のほかに、改正概要をお配りしているかと思っておりますけれども、概要の方で説明をさせていただきたいと思っております。

概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、個人町民税についての改正であります、改正項目の1点目。

条例第24条第2項及び附則第5条につきましては、非課税の範囲を規定したものでございますが、市町村が均等割の非課税限度額を定める際の基準及び所得割の非課税限度額については、毎年生活保護基準等の変更を勘案して見直しを行ってきてございますけれども、平成18年度税制改正におきましても、生活保護基準等の見直しがありましたことから、これに合わせまして改正を行ったものであります。

均等割の非課税基準につきましては、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額、現行18万円を17万円とし、所得割の非課税限度額につきましても控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額、現行35万円を32万円とするもので、平成18年度以後の年度分について適用しようとするものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

改正項目の2点目。

条例附則第21条第4項、条約適用利子等に係る課税の特例の創設であります。

これは平成18年2月に、新日英租税条約が正式署名されましたことに伴いまして、課税上の取扱いが異なる投資事業組合等の事業体を通じて、利子や配当の支払がある場合に、税率の軽減や免税規定の適用がなされることとなりましたことから、この条約の実施に必要な国内法制の整備等が行われたもので、平成18年度分以後の個人住民税について適用されるものであります。

3ページをお開きいただきたいと思います、次に、固定資産税の改正についてであります。

改正項目の1点目。

条例附則第10条の2第5項につきましては、耐震改修をした既存住宅に係る固定資産税の減免措置であります。

災害に強い国づくりを推進するとの観点から、税制においても耐震改修促進のための措置を講ずるとしたもので、地震災害に対する自助努力による個人資産の保全を促進し、新耐震基準を満たさない住宅の耐震改修をより効果的に推進するため、固定資産税における減額税制を創設したものであります。

制度の内容につきましては、昭和 57 年 1 月 1 日以前から現存している住宅について、平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適用させるよう、一定の改修工事、1 戸当たり工事費 30 万円以上、120 平方メートル相当分を限度ということになってございますが、を行った場合において、固定資産税の税額を 2 分の 1 に減額するもので、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から工事完了時期に応じ、平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までに改修した場合には 3 年度分、平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに改修した場合には 2 年度分、平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに改修した場合は 1 年度分をそれぞれ適用させるもので、減額を受けようとする住宅の納税義務者は、関係機関等の発行した証明書を添付し、改修後 3 カ月以内に市町村に申告しなければならないとされており、平成 19 年度の固定資産税から適用するものであります。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

次に、改正項目の 2 点目。

条例附則第 1 条等につきましては、平成 18 年度評価替に伴う負担調整措置についてであります。

今回の改正につきましては、納税者にわかりやすい簡素な制度見直しを図ることとし、商業地等の宅地に係る課税標準額の法定上限である評価額の 70%、いわゆる 7 割評価を維持するとともに、従来の負担水準の区分に応じて異なる調整率を、前年度課税標準額に乗ずる方式に変えまして、商業地において 60%未満の土地、住宅用地においては 80%未満の負担水準が低い土地について、前年度課税標準額に一律当該年度の評価額の 5%を加える方式に変更するほか、負担水準が評価額の 20%を下回る場合には、評価額の 20%を課税標準額とすることで、制度の簡素化を図りつつ負担調整の速度を一定程度早め、均等化を一層促進する措置を講ずるとしたもので、平成 18 年度以後の年度分から適用するものでございます。

次に、5 ページになりますが、改正項目の 3 点目。

条例附則第 13 条の 3 につきましては、価格が著しく下落した土地等に課税する特例であります。これは直近 3 年間の価格下落率が全国平均を超える土地について、臨時的に税負担を据え置く措置でありましたが、平成 18 年度、評価替えにおいては地価の下落対応の据置き措置の適用対象土地が大きく減少しておりますことから廃止することとなり、平成 18 年度以後の年度分について適用されるものとするものであります。

6 ページをご覧くださいと思いますが、たばこ税の税率改正についてであります。

改正項目の 1 点目。

条例第 95 条については、たばこ税の税率の規定であります。1,000 本につき 2,743 円から 3,064 円に改正する規定であります。

実際の税額は附則第 16 条の 2 で出てまいります。当分の間、2,977 円を 3,298 円とするものであり、3 級品については 1,412 円を 1,564 円とするもので、平成 18 年 7 月 1 日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこについて適用されるものであります。

次に、特別土地保有税の改正についてであります。

改正項目の 1 点目。

条例附則第 15 条の 2、特別土地保有税の課税の特例でありますけれども、固定資産税の土地評価替え負担調整率改正に伴う条文整理でありまして、平成 18 年度以後の年度分について適用するものであります。

なお、保有税につきましては、平成 15 年度以降新たな課税は中止となっております。

なお、本条例の適用月日につきましては、平成 18 年 4 月 1 日ですが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきまして、附則に規定をいたしたところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

増田議員、どうぞ。

○19番（増田武夫） 専決処分に関係でありますけれども、専決処分の在り方について、一つお伺いしておきたいというふうに思います。

ご承知のように地方自治法では、専決処分できる場合、四つ定められているわけであります。

議会の成立していない場合など、議会の方にいろいろな問題がある場合がほとんどでありますけれども、その中に議会を招集する暇がない場合として、今回出されたというふうに思うわけでありますけれども、この場合にありまして、本来、このような条例改正などは議会の審議を通じて改正していくという基本的な姿勢を持つべきではないかというふうに思います。

今回の専決処分についても、4月1日の実施ということでありまして、これにいたしましても町民税などの納付通知などはこれから町民に発送されて、第1期は6月の16日から30日までに納付をされるという、そういうことになっておりますことから言えば、なおさらのことこの専決処分は議会にきちっと付してから実施に移すべきではないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） ただいまの増田議員のご質問につきましては、昨年のこの臨時会の中においても、中橋議員の方からもご質問いただきまして、私どもの方としても検討をさせていただいたというところでございます。

これまでは、今、ご質問の中にもありましたように、国の法律であります地方税法の改正が3月31日で施行され、4月1日から適用されるというような形の中で、もう既に4月1日段階で町条例の整備がなされるべきものという解釈の中で専決をさせていただいたと。

ただ、中におきましては適用するものが19年度以降に適用するものも含まれているというようなことから、今回の提案につきましては専決で行うべきものと、それから、議案に付して、議会の議論を頂くものというふうに分けて提案をさせていただいたというところでございます。

これにつきましては、昨年、ご質問ありました以降に、私どもいろいろと検討をいたしまして、管内的に各町村がどうなのかということも検討させていただきました。

その中で、半数の町村が専決処分を行い、半数の町村が議案として提案をさせていただいているというところでございます。

また、帯広市につきましては、私ども今回提案させていただきますように、専決で行う部分と議案として提案するものと分けて帯広市は提案をさせていただいているというようなことで、これまた道内的にも主だった市などでもいろいろと解釈が分かれるというところでございます。

なぜ4月1日段階で適用するものについて専決させていただいたかということになりますと、不利益の訴求という部分が一方でありまして、これについての解釈については、まだ私たちも調査をしている最中でございますけれども、これまではやはり不利益の訴求ということについては、あるべき姿ではないという観点もありまして、専決処分ですべてさせていただいてきたというところでございます。

決して議会の方の審議を受けないで改正するというものではなくて、飽くまで国の、上位法であります国の法律が改正されたものに基づいて、町条例を改正するのだということでございますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 専決処分された内容につきましても、例えば、たばこ税などは7月からの実施であります。

また、不利益を訴求しないのだと、こういうお話でありますけれども、旧忠類村の場合はこうした条例は今まで専決処分したということはなかったというふうに記憶しております。

やはりこうした条例の改正などのこういう重要な問題は、その内容の如何でなくて、やはり議会の議決を経てから実施に移していくという、そういう基本的な態度を今後とも持つべきではないかと、そういうふうに思うわけです。

例えば、議案第 37 号の国保税条例の改正なども 4 月 1 日からの実施になるわけですが、きちつこの問題は議会の議決に付すという、こういう姿勢が今後とも必要ではないかというふうに思います。

そうした点で、半分の自治体、半々に分かれているようでありまして、やはり議会の議決をどのように重視していったという姿勢がそこに表れるのではないかというふうに思うわけで、そうした点から今後はこうした条例の専決については、可能なものは議会の審議を経るべきではないかというふうに思いますけれども、もう一度。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 確かにたばこ税につきましては 7 月 1 日から適用ということでございますけれども、これにつきましては、国の税に基づいて行っているものでありまして、幕別町が勝手に税制を定められるものではないという考え方もありまして、今回、専決の中に含めさせていただいたところでございます。

また、専決がいいのか、又は議案がいいのかという部分につきましては、管内の情勢もこのように分かれている状況でございます。

また、先ほど申しましたように、不利益の訴求という部分で、この法解釈がどうなのかという部分もありますので、私どもの方でもう少し検討させていただきまして、一つの方向性を出していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（本保証喜） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6、議案第 36 号、幕別町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 36 号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 18 年 3 月 31 日に交付され、平成 18 年 4 月 1 日から適用されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正するものであります。

お手元に配布をさせていただきます説明資料のほかに、改正概要をお配りしていると思いますので、概要の方で説明をさせていただきたいと思っております。

概要の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、個人町民税についての改正であります、改正項目の 1 点目。

条例第 34 条の 2 につきましては、所得控除の改正でございまして、現行の損害保険料控除を改組し、新たに地震保険料を創設するものであります。

地震保険料につきましては、安心・安全への配慮として創設されたもので、地震災害に対する国民個々の自助努力による個人資産の保全を促進し、将来的な負担軽減を図る必要があるとの観点から、現行の損害保険料を改組し、新たに地震保険料を創設したもので、個人住民税の地震保険料向上の制度として、地震保険料の 2 分の 1 に相当する金額を上限 2 万 5,000 円の範囲内で所得控除するものであります。

この改正につきましては、平成 20 年度以後の個人住民税について適用されるものであります、経過措置といたしまして、平成 18 年末までに済んだ長期の損害保険料契約に係る保険料については、従

来の損害保険料控除の適用が可能となっております。

ただし、同一契約で新制度と旧制度の両方の適用を受けることができませんので、また、同一の納税義務者についての所得控除額は、新制度と旧制度を合わせまして、合計で2万5,000円が上限となっております。

改正項目の2点目。

条例第34条の3につきましては、税源移譲に伴い個人住民税の所得割を、現在の3%、8%、10%の3段階になっております税率構造を10%の比例税率にフラット化するもので、これにより今までの累進的な税負担から一律に所得に比例した税負担となりますことから、受益と負担との関係が明確となるとともに、税収が景気変動に左右される度合いが少なくなり、税収の安定性を備えた地方財政、地方税体系の構築につながるものと考えられているところでございます。

また、10%の所得割の税率のうち、道民税と町民税の税率については、今回の税源移譲が国庫補助負担金改革に合わせまして、国から地方に税源移譲するに当たり、国庫補助負担金改革における都道府県と市町村への影響額を基本といたしまして、また、基礎自治体である市町村の果たす役割にも留意し、町民税6%、道民税4%の税率設定がなされたものであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思いますが、条例第34条の6につきましては、所得割の税率構造の改正に伴う調整控除の創設であります。

所得税と個人住民税では同じ個人所得課税でありましても、制度上人的控除額に差が生じており、今回の税率控除の改正により生じます人的控除額の差額に税率引上げ分を乗じた金額分が納税者の負担増となってまいりますことから、個人住民税におきましても新たな控除を設けまして、負担増とならないような調整を行ったものでありまして、個人住民税の課税所得が200万円以下の方につきましては、人的控除額の差の合計額を加算した額と、個人住民税の課税所得金額のいずれか小さい額の3%を減額し、課税所得が200万円を超える方につきましては、人的控除額の差の合計額を加算した額から個人住民税の課税所得金額から200万円を差し引いた金額を差し引き、その合計額の3%を減額するもので、平成19年度以後の個人住民税について適用されるものであります。

次に、改正項目の3点目。

条例第53条の4のほかにつきましては、分離課税等に係る個人住民税の税率改正についてであります。先ほど申し上げました所得割の税率改正に合わせまして、町民税と道民税の分離課税等に係る税率割合等について改正するもので、改正概要にありますとおり、土地、建物の長期譲渡所得から、次のページの肉用牛の売却による農業所得等について、それぞれ道町民税の税率割合の改正に合わせまして、町民税6%、道民税4%相当額とする税率改正であります。

なお、適用年月日につきましては、平成19年度分以後の個人住民税について適用されるものであります。

次に、改正項目の4点目。

条例附則第7条の3、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除であります。

現在、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税につきましては、所得税について設けられているところであり、個人住民税についてはこの控除制度は設けられておりませんが、今回の税制改正のような所得税、個人住民税の税率構造の見直しを行った場合、控除される所得税額が減少し、控除限度額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなるなど、住宅ローン減税の適用を受けるものについて、減税の効果が目減りすることが懸念されますことから、平成11年から平成18年までの居住者について、税負担の変動が生じないよう移譲前の所得税額において控除できた額と同等の負担減となるように、翌年度の個人住民税において減額措置を講ずるもので、この個人住民税の減額分は全額国費で補てんされることとされております。

なお、適用期間につきましては、平成20年度から平成28年度までの各年度分について適用するものであります。

4ページをお開きいただきたいと思いますが、

次に、改正項目の5点目。

負担軽減に係る特例についてであります。町条例改正事項ではございませんが、今回の条例改正の中に出てはきてございませんけども、法附則第40条の関係の負担軽減に係る特例の廃止であります。

最初に、定率減税につきましては、平成11年から恒久的減税の一環として実施されてきておりますが、平成18年度税改正において民間消費や企業の設備投資などの民事を主体に経済状況が改善していると判断し、定率減税を廃止するとされたものであります。

次に、課税所得が700万円を超える金額に対する税率を12%から10%へ、2%減額する特例につきましても、所得割額を所得額に関係なく一律10%とする総合課税の導入により廃止されるもので、いずれの適用も平成18年分をもって廃止となるものであります。

なお、本条例の適用月日につきましては、平成18年10月1日ですが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきまして、附則に規定をいたしたところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 3点にわたってお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目なのですが、ただいまのご説明で、税の安定的な収入を図ることから、基本は国の三位一体の改革に基づくものと考えますが、これまで税率が所得に応じまして3段階にあったものが6%と、一律ということの改定であります。

この一律改定というふうになりますと、基本的には税というのは累進課税という基本がございまして、収入に応じて負担をするという基本の考えがあるわけですが、この基本に照らしますと、一律フラット化するという事は、累進性をなくすものではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、2点目ですが、②の方のご説明の中で、フラット化するものの引上げの分については人的控除の差に基づいて軽減をしていくと、調整をされるということで、結果としてはそれぞれの負担は増えないというふうに考えるのですが、実際はいかがでしょうか。

それから、3点目ですが、税源移譲に伴う改正ということでもありますから、当然、我が町の収入、あるいは北海道の収入が移譲されて増えていくというふうには思うのですが、この配分からいきますと、これまで町民税の3%、8%、10%の分、それから、道の2%、3%の分、これが全部、町が6%、それから道が4%というふうに改定という説明です。

そうなりますと、割合として北海道の分、あるいは幕別町の分が、今までと比べて増えていくのか、減っていくのか。

この3点です。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 初めに第1点目、今回の税改正で累進性なのかどうかということなのですが、今までは、今、中橋議員のおっしゃいましたとおり累進性と。

今回の税改正については、一律10%の比例税率ということで、所得に対して常に一定の10%という形で、それぞれの所得が多くなれば、その10%を掛けた分だけ多くなると。

今までの累進性は、多い人は多い税率というような形であったのですが、今回からは少ない人も多い人も10%、所得に対して10%というような形、これは道民税、町民税合わせてなのなのですが10%というような形になります。

それと、2番目のそれぞれの負担は増えないのかどうかというご質問なのですが、人的控除を設けて所得税とそれから個人の住民税、それぞれ差のある部分を調整するというような、それと、住宅ローン減税、所得税にあった住宅ローン減税、これも不利益を被る人については住民税でそれを補

うというような、そういう調整を行っておりますけども、例えば、4人標準世帯、この方、ご夫婦と子供二人、そういう方の場合、子供さん1名は特定扶養者ということで18万、人的控除差出てきますけども、夫婦、子供二人で人的控除差は33万円というような形になりまして、この場合で計算しますと、現行では町民税6万円、それから道民税4万円、住民税の所得額200万円という限定で説明しますと、今のような形で所得税が16万7,000円という形になりますけども、これが改定後、町民税では11万100円、それから、11万100円になりますので、プラス4万8,900円増えます。

道民税では7万3,400円で、プラス3万3,400円。

これに対しまして、所得税は8万3,500円ということで、マイナス8万3,500円、それぞれトータルいたしますと、現行は26万7,000円、町民税、道民税、所得税合わせて26万7,000円。

改正後の税額につきましては、これも26万7,000円ということで増減なしというような形になります。

同じ条件で所得額を500万円という形に想定いたしましても、町民税、道民税、所得税合わせまして、トータル100万4,000円という税額になるわけなのですが、現行も改正後も同じ100万4,000円ということで、それぞれ3税合わせて税率の増減というのとはなくなるということで、負担額は同じということになります。

それと、3点目の町民税、それと道民税、それぞれ今回の改正でどのような金額になるのかと。私どもの17年度のベースで計算いたしまして、今回に当てはめますと、町民税では2億3,854万9,000円ほど増額と。道民税につきましては3億6,307万6,000円が増額ということになっております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 最初の質問なのですが、私はやっぱり累進性がなくなることに問題があるというふうに思っているのですよね。

今の課長のご説明ですと、累進性そのものがなくなっていくということだと思っております。

結局、税率が10%ということだから、所得の低い人は低いなりの10%、高い人は高いなりの10%であるからよしとするというようなお答えではなかったかと思うのですが、そもそもその累進性というのは、所得の低い人には低い税率、高い人には高い税率というのが累進性ですよね。

そこがフラット化されるわけですから、累進性そのものが崩されていく、税の基本体系が崩されていく。ここは問題ではないのでしょうかということをお尋ねしたわけです。

その点でのご認識をもう一度お答えいただきたいと思っております。

それから、2番目の結果としては3税調整の中で、住民の負担は変わらないのだということでした。

そうであれば、よかったなというふうに思うのですが、今の事例は年収500万、あるいは比較的高額だと思うのですが、ここで示されています年収200万円以下の方、この方が3%から6%になっていくわけですから、こういうところでの負担増というのは、全くないと考えていいのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 1点目の累進性、これは比例税率よりも累進性というような形の方がよいのではないかなというふうなお話かと思うのですが、今回の改正につきましては、一番の目的としては、一つ目には受益と負担の関係を明確にしようと。

それで、税収については今までどうしても景気や何かのそういう動向に大きく、景気がよくなれば増えるし、悪くなれば減ると、景気の変動にかなり左右されている部分が多かったと。

それらを税収の安定性を考えた税率というふうな形で、今回、比例税率というふうな形にされたのかなというふうには理解をしておりますが、税収の安定という面で考えると、私どももそれに越したことはないのかなという部分をちょっとありまして、ただ、安定的な税収が確保できるという面では、今回の税改正は、一面ではそういう方法もあり得るのかなというふうには理解しております。

200万ぐらいの方の負担ですね。

これは全く現行とそれから改正後、全く増減ありません。課税標準でなくて年収ですね。以下の方

についても調整控除や何かも設けておまして、ここら辺の差が出ないように調整を行っておりますので、今までよりも負担増になるような方はいないというふうに理解しております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 私、国の税の制度替えですから、それにきちっと従って改正されてきて提案されるというのは、それはそのとおりだと思うのです。

ただ、税の本来の考え方についての見解を聞いたかたのですけれども、累進性がなくなるということについては、やはり今課長のお答えですと、安定的に収入が確保されるのだから、考え方としてはいいのだということは、それは徴収する側の考え、役場側の考えだと思うのですよ。

その方が当然、景気の変動なくても入ってくるのが見込めるわけですからね。きちっと組んでいきますよね。

ただし、税というのはあくまでもその人の能力に応じて。

ですから、景気の変動したら当然所得の低い人って生まれるわけですよ。そういう変動に応じて、きちっと対処するために課税の最初からの掛け率が違ってきている。低い人には低い税率、高い人には高い税率って、これが基本なのですよ。

そこが崩されることは問題ではないのですかということをお尋ねしているのです。

それはどういうふうにお考えですか。

それと、2点目の方の全部、増える人はいないのだということでもありますので。

これ、課税所得200万以下の方、3%から6%になると、こういうふうになっていますので、課税所得200万以下の方は大丈夫なのですね。

そこだけの確認です。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 確かに、今、税務課長の方からからお話いたしましたように、個人住民税の所得割の税率については、フラット化されるというような考え方でございますけれども、税構造全体の中に置いて、今回、調整をしているというのが特徴でございます。

ですから、今までの累進性の中で負担をしていた額をできるだけ崩さないような形で調整を、人的な調整だとか、そのようなものを行ってきているというところがございますので、所得割だけを捉えての論議ではなくて、全体の中で、それぞれの階層の人たちがどのような負担になっていくのかという見方でみていくと、変わらないのかなという気はいたしております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、医療分及び介護分の国民健康保険税の税率を改めますとともに、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行なおうとするものであります。

税率の改正につきましては、医療分の税率を引き下げ、介護分の税率を引き上げるものでございまして、賦課総額では730万円余りの引き下げとなるものであります。

医療分につきましては、合併協議におきまして、旧忠類村住民の国保税額上昇に対しては配慮していることをごさいます、さらには近年の厳しい経済情勢のため、所得が昨年度に比較いたしまして落ち込んでいる状況でもあり、担税力が限界に近づいているということも考慮いたしまして、税率を引き下げることとしてご提案をするものでございます。

一方、介護分につきましては、40歳から64歳までの方の介護納付金が全国的な介護費用の増大に伴い、年々増額してきていることから、介護納付金分、国保税収入が不足をいたしているところがあります。

本町におきましては、平成12年度に制度は創設されて依頼、介護分国保税は据え置いたままであり、この収支の適正化を図るため、税率の引下げをご提案するものであります。

地方税法等の改正に伴う改正につきましては、公的年金等控除の見直しによりまして、公的年金控除の適用を受けていた方の急激な税額上昇を防ぐため、緩和措置と介護納付金分国保税の限度額の引上げに関するものであります。

次、国民健康保険税特別会計につきましては、平成13年、14年度の2か年連続して赤字決算となりました。

しかし、平成14年度の医療費分の税率改正、制度改正による国等の支援策などによりまして、収支が改善方向に向かひまして、平成15年度には黒字に転じたところであります。

平成17年度につきましては、約7,000万程度の黒字決算となる見込みであります。国等からの過年度分の追加交付金などを除いて、純粋に当該年度にかかわる実質収支につきましては、約1,200万にとどまる見込みであり、所得の落ち込みに係る税収の動向や医療費の動向など不透明な部分がありますけれども、以前として厳しい財政状況にあるというふうに思っております。

今後は、医療費の動向などを踏まえた上で、一般会計からの繰入れも念頭に入れまして、本会計の円滑な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、議案の説明資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

第2条第3項は、介護納付金課税額につきまして規定をいたしているものでございますが、地方税法の改正に伴ひまして、介護納付金課税額に係る課税限度額を8万円から9万円に引き上げるものであります。

次に、基礎課税額に係る税率改正でございますけれども、第3条におきまして、所得割額を現行の税率100分の8.5を100分の8.0に、第5条におきまして、被保険者均等割額を、現行3万円を2万9,000円に。39ページをお開きいただきたいと思います。第5条の2におきまして、世帯別平等割額を、現行3万6,000円を3万5,000円に改めるものであります。

次に、介護納付金課税額に係る税率改正であります。第6条におきまして、所得割額を現行の税率100分の0.4を100分の0.8に、第7条の2におきまして、被保険者均等割額を、現行5,500円を7,500円に、第7条の3におきまして、世帯別平等割額を、現行3,500円を5,500円に改めるものであります。

第11条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額を規定したものであります。本文におきまして、介護分の軽減額の限度額を8万円から9万円に引き上げ、加えて、第1号から第3号において、医療費分及び介護分の均等割額及び平等割額の改正に合わせまして、それぞれ軽減額について改めるものであります。

41ページをお開きいただきたいと思います。

附則第5項と第6項は、合併に伴う旧忠類村の区域に住居を有する者に対する基礎課税額の経過措置を規定したものでございますが、この経過措置につきましても、本則の税率改正に合わせまして改正するものであります。

附則第5項は、基礎課税額の税率の経過措置を定めておりますが、本則での税率改正の内容にありまます所得割額0.5ポイント、均等割額1,000円、平等割額1,000円のマイナス分を税率が統一される平成23年度までに6年間かけて引き下げるものであります。

附則第6項は、同様に基礎課税額の7割軽減等の軽減額の経過措置を規定したものでございますが、附則第5項の改正に伴いまして改めるものでございます。

附則第7項は、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したものでございますが、平成16年度の税制改正によりまして、65歳以上の公的年金等受給者に対する公的年金等の控除の見直しが行なわれましたが、今改正で平成18年度と平成19年度の激変緩和措置を、第8項から第11項まで加えることとなりますが、これに伴う文言の整理をするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思いますが、附則第8項及び第9項の追加につきましては、第7項で定めております公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例の平成18年度及び平成19年度の特例を定めるものであります。

公的年金等控除の見直しによりまして、公的年金控除の最低保障額が140万円から120万円に、20万円減額となったことに伴い、7割軽減等を判定する際の基準所得が増加することとなりましたが、負担の急激な増加を緩和するために、第7項で規定している特例である15万円控除に加えまして、第8項においては、平成18年度13万円を加えて28万円を控除し、第9項においては、平成19年度に7万円を加えて22万円を控除すると定めるものであります。

43ページをお開きいただきたいと思いますが、附則第10項及び第11項の追加は、第8項、第9項と同様に、国民健康保険税の基礎課税額の所得割額につきましても、公的年金等控除の見直しに係る激変緩和措置を定めるもので、第10項で平成18年度に13万円、第11項で、平成19年度に7万円を基礎課税額の課税所得から控除することを規定するものであります。

改正後の附則第12項から第19項までは、地方税法の改正に伴いまして、文言整理するものであります。

45ページをお開きいただきたいと思いますが、附則第20項及び第21項の追加につきましては、租税条約実施特例法の改正によるものでありまして、同法に規定する条例適用利子及び配当等に係る所得を有する場合に、所得割額及び7割軽減等の判定の基準となる所得にそれを加えると規定するものであります。

なお、本条例につきましては、附則第8項から第15項までの改正規定を平成19年4月1日から。

それ以外は、平成18年4月1日から施行し、適用を平成18年度以後の年度分の国民健康保険税からとし、平成17年度分までの国民健康保険税につきましては、なお、従前の例によるとする附則に規定したところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第37号については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（本保証喜） 議案第37号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

11：03 休憩

12：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、民生常任委員長から付託案件、議案第 37 号議案について、審査結果の報告書が提出されておりますので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 8、議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、乾邦広議員。

○民生常任委員長（乾邦広） 平成 18 年 5 月 25 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成 18 年 5 月 25 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 5 月 25 日、1 日間。

2、審査事件。

議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

3、審査の結果。

全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第 37 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 18 年第 3 回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

12 : 02 閉会